

令和7年守山市議会12月定例月会議追加提出議案

1 付議件数

専決案件	一 件	その他の案件	一 件
認定案件	一 件	諮詢案件	一 件
予算案件	6 件	推薦案件	一 件
条例案件	3 件	提出案件計	9 件
人事案件	一 件	(報告案件)	一 件

提出日 令和7年12月18日

2 議案概要

【議第85号】 令和7年度守山市一般会計補正予算（第7号）

歳入歳出補正額 561,830千円 (補正後の額 38,603,803千円)

【議第86号】 令和7年度守山市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

歳入歳出補正額 10,213千円 (補正後の額 6,855,208千円)

【議第87号】 令和7年度守山市水道事業会計補正予算（第2号）

収益的収入額 ▲2,380千円 (補正後の額 1,513,210千円)

収益的支出額 3,621千円 (補正後の額 1,484,129千円)

資本的支出額 ▲2,789千円 (補正後の額 1,005,568千円)

【議第88号】 令和7年度守山市下水道事業会計補正予算（第3号）

収益的収入額 ▲1,770千円 (補正後の額 2,486,806千円)

収益的支出額 1,123千円 (補正後の額 2,473,541千円)

資本的支出額 2,717千円 (補正後の額 1,758,495千円)

【議第89号】 令和7年度守山市介護保険特別会計補正予算（第3号）

<保険事業勘定>

歳入歳出補正額 18,115千円 (補正後の額 6,105,710千円)

<サービス事業勘定>

歳入歳出補正額 ▲6,551千円 (補正後の額 15,149千円)

【議第90号】 令和7年度守山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）

歳入歳出補正額 ▲7,782千円 (補正後の額 1,246,690千円)

【議第91号】 守山市特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例案

(改正概要) 令和7年度守山市特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、市長、副市長および教育長の給料月額の改正を行うとともに、人事院勧告を受けた国家公務員の給与制度の見直し等に伴う本市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に準じ、期末手当の支給割合を引き上げようとするもの

(1) 給料月額を引き上げる。

区分	改正前	改正後
市長	877,000円	904,000円
副市長	747,000円	770,000円
教育長	692,000円	713,000円

(2) 期末手当の支給割合を引き上げる。

区分	支給時期	改正前	改正後
期末手当	令和7年12月期	1.725月分	1.775月分 (+0.05月分)
	令和8年以降の6月期		
	令和8年以降の12月期		1.75月分 (+0.025月分)

(施行期日等)

(1) 給料月額 令和8年4月1日から施行する。

(2) 期末手当の支給割合

ア 令和7年12月期分 公布の日から施行し、令和7年12月1日から適用する。

イ 令和8年以降分 令和8年4月1日から施行する。

(3) 給与の内払

改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

【議第92号】 守山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案

(改正概要) 人事院勧告を受け、国家公務員の給与制度が見直されたことに伴い、これに準じて本市の一般職の職員および教育公務員の給与について、必要な改正を行おうとするもの

(1) 守山市職員の給与に関する条例および守山市教育公務員の給与に関する条例の一部改正

ア 初任給を始め若年層に重点を置き、給料月額を引き上げる。

イ 14km以上の自動車等の使用に係る通勤手当を引き上げる。

ウ 期末手当および勤勉手当の支給割合を引き上げる。

一般職の職員および教育公務員（再任用職員を除く。）

区分	支給時期	改正前	改正後
期末手当	令和7年12月期	1. 25月分	1. 275月分 (+0.025月分)
	令和8年以降の6月期		1. 2625月分
	令和8年以降の12月期		(+0.0125月分)
勤勉手当	令和7年12月期	1. 05月分	1. 075月分 (+0.025月分)
	令和8年以降の6月期		1. 0625月分
	令和8年以降の12月期		(+0.0125月分)

再任用職員

区分	支給時期	改正前	改正後
期末手当	令和7年12月期	0. 7月分	0.725月分 (+0.025月分)
	令和8年以降の6月期		0.7125月分
	令和8年以降の12月期		(+0.0125月分)
勤勉手当	令和7年12月期	0. 5月分	0.525月分 (+0.025月分)
	令和8年以降の6月期		0.5125月分
	令和8年以降の12月期		(+0.0125月分)

(2) 守山市教育公務員の給与に関する条例の一部改正

職務の級が3級または4級の職員の教職調整額を引き上げる。

職務の級	改正前	改正後
3級	7,500円	11,500円
4級	—	4,000円

(3) 守山市教育公務員の給与等に関する特別措置条例の一部改正

職務の級が1級または2級の職員の教職調整額の支給割合を引き上げる。

職務の級	改正前	改正後
1級または2級	100分の4	100分の10

(施行期日等)

(1) 給料月額・通勤手当 公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

(2) 期末手当・勤勉手当

ア 令和7年12月期分 公布の日から施行し、令和7年12月1日から適用する。

イ 令和8年以降分 令和8年4月1日から施行する。

(3) 教職調整額 令和8年1月1日から適用する。

(4) 教職調整額に関する経過措置

1級または2級の教職員の教職調整額の支給割合は、令和8年1月1日から令和12年12月31日までの間で段階的に引き上げる。

(5) 給与の内払

改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。

【議第93号】 地方公務員法第22条の2第1項第1号により採用する会計年度任用職員の報酬等に関する条例および地方公務員法第22条の2第1項第2号により採用する会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

(改正概要) 人事院勧告を受けた国家公務員の給与制度の見直し等に準じ、本市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することに伴い、本市の会計年度任用職員の報酬等について必要な改正を行おうとするもの

- (1) 一般職の給料表の改定に伴い、給料月額を引き上げる。
- (2) 期末手当および勤勉手当の支給割合を引き上げる。

区分	支給時期	改正前	改正後
期末手当	令和7年12月期	1.25月分	1.275月分 (+0.025月分)
	令和8年以降の6月期		1.2625月分 (+0.0125月分)
	令和8年以降の12月期		
勤勉手当	令和7年12月期	1.05月分	1.075月分 (+0.025月分)
	令和8年以降の6月期		1.0625月分 (+0.0125月分)
	令和8年以降の12月期		

(施行期日等)

- (1) 給料月額 公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。
- (2) 期末手当・勤勉手当
 - ア 令和7年12月期分 公布の日から施行し、令和7年12月1日から適用する。
 - イ 令和8年以降分 令和8年4月1日から施行する。

(3) 報酬等の内払

改正前の条例の規定に基づいて支給された報酬等は、改正後の規定による報酬等の内払とみなす。